

# 成年 後見人等 向け



相模原市

# 成年後見制度

お役立ち

# ハンドブック



相模原市の成年後見制度に関する  
諸施策や、助成金制度など  
成年後見人等として  
ご活躍いただく皆様の  
お役に立つ情報をまとめた  
ハンドブックです  
お困りの際には、ぜひ、  
ご活用ください

令和7年4月1日  
相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部  
高齢・障害者福祉課



# － 目 次 －

## I 成年後見制度の利用の促進に関する市の取組（成年後見制度利用促進事業） 1

---

- （１）成年後見制度利用促進事業とは
- （２）成年後見制度専門相談
- （３）後見人等住所に郵便物の送付先変更（成年後見人等送付先住所一括登録制度）
- （４）相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会
- （５）成年後見人等候補者の選定及び受任調整

## II 審判申立て費用・成年後見人等報酬費用助成（成年後見制度利用支援事業） 5

---

- （１）成年後見制度利用支援事業とは
- （２）助成金の対象者
- （３）助成額
- （４）助成金の流れ
- （５）助成金の申請
- （６）助成金の請求
- （７）助成金の振込み
- （８）成年後見制度利用支援事業の利用にあたっての留意点

## III 各相談窓口 9

---

- （１）各相談窓口について

## I 成年後見制度の利用の促進に関する市の取組

### (1) 成年後見制度利用促進事業とは

判断能力が十分ではない高齢の方や障害がある方が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を促進し、制度の利用が必要な方の権利を擁護することを目的に、権利擁護支援のためのネットワークを発展し、中核機関及び司法を含めた関係者の連携強化を行う協議会の運営を行います。

平成29年3月に策定された成年後見制度利用促進基本計画（国計画）の内容を鑑み、令和2年3月に相模原市成年後見制度利用促進基本計画（市計画）を策定しました。また、令和4年3月に策定された第二期国計画の内容を踏まえ、令和6年3月に、第二期市計画を策定し、地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度や権利擁護支援策の総合的な充実を図っています。

※第二期相模原市成年後見制度利用促進基本計画は、地域共生社会推進計画（地域福祉計画）に位置付けています。詳しくは、次ページのQRコードから市HPをご覧ください。

### ●主な内容

| 取 組                | 内 容                                                                              |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ①相談事業              | 電話や窓口における制度利用等の案内や制度の利用の必要性や緊急性の判断を行います。<br>また、司法書士や社会福祉士などによる制度に関する専門的な相談を行います。 |
| ②成年後見制度の普及啓発       | パンフレットやホームページを活用した情報発信や、市民や関係機関等を対象に講演会や相談会等を行います。                               |
| ③後見人等の受任調整         | 適切な成年後見人等候補者を選定することが困難な場合に、専門職等による候補者の選定や受任の調整を行います。                             |
| ④人材育成事業            | 関係機関等の職員向けに制度や施策の理解促進を行うとともに、権利擁護支援に関する研修を行います。                                  |
| ⑤協議会の運営            | 制度が必要な方の権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会の運営を行います。                                         |
| ⑥成年後見人等送付先住所一括登録制度 | 市が発送する通知等の送付先を本人から成年後見人等に変更するための各種手続きが、一つの窓口で行える制度です。                            |
| ⑦権利擁護施策の推進         | 市計画の内容に基づき、権利擁護に関する各種施策の推進を行います。                                                 |

※実施機関：①～⑤ さがみはら成年後見・あんしんセンター

⑥～⑦ 相模原市高齢・障害者福祉課

【相模原市HP】



## (2) 成年後見制度専門相談

親族後見人等や関係機関の職員の方などを対象に、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士による成年後見制度や成年後見人等の業務に関する相談会を月4回実施しています。

詳しくは、以下のQRコードをご覧ください。さがみはら成年後見・あんしんセンターまでお問合せください。

【市社協HP】



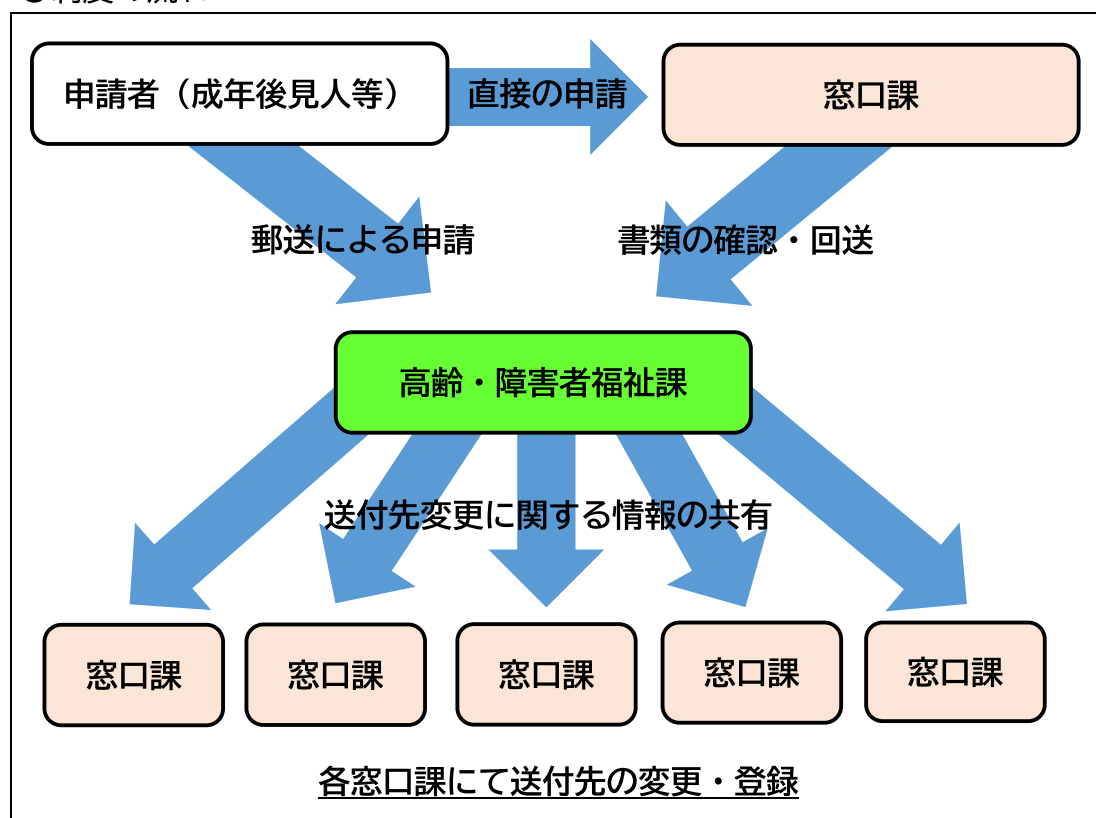
社会福祉法人  
相模原市  
社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
「にこまる」

### （３）後見人等住所に郵便物の送付先変更（成年後見人等送付先住所一括登録制度）

本制度は、成年後見人等の事務の円滑化や、高齢者及び障害者福祉に関する市民サービスの向上を目的に開始した制度となっており、これまで、成年後見人等の指定する住所へ送付先を変更する場合、それぞれの関係制度の所管課への申請が必要でしたが、令和６年４月から、１つの窓口への申請で複数の変更手続きが行えるようになりました。

届出書等の様式やその他詳細につきましては、相模原市のホームページをご確認ください。

#### ●制度の流れ



#### 【相模原市HP】



#### 【郵送先】

〒252-5277  
相模原市中央区中央2-11-15 本館4階  
高齢・障害者福祉課

## （６）相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会

判断能力が十分ではない認知症高齢者や障害がある方が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用の促進や、関係機関や専門職団体とのネットワーク機能の強化、制度に関する施策の推進等を目的に、年３回、協議会を実施しています。

協議会の内容など、詳しくは相模原市のホームページをご覧ください。

【市社協HP】



社会福祉法人  
相模原市  
社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
「にこまる」

## （７）成年後見人等候補者の選定及び受任調整

成年後見制度の利用が必要な方に対し、相応しい成年後見人等の候補者を選定することが困難な場合に、専門職や関係機関による成年後見人等の候補者の選定や、受任の調整など、家庭裁判所へ適切な候補者を推薦するための受任調整会議を実施しています。

詳しくは、さがみはら成年後見・あんしんセンターまでお問合せください。

### Ⅲ 審判申立て費用・成年後見人等報酬費用助成

#### (1) 成年後見制度利用支援事業とは

成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度を利用することが必要と認められる認知症高齢者や、知的障害者、精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対し、成年後見制度の申立てに係る費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行います。

また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や配偶者、4親等内の親族による申立てが困難である場合など、特に必要と認められる時は、市長が後見開始等の申立てを行います。

#### (2) 助成金の対象者

相模原市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「市要綱」という。）第8条に規定する次の方が対象です。

##### 【相模原市成年後見制度利用支援事業実施要綱（抜粋）】

##### 第8条

市が審判請求を行った者又は市が介護保険法に基づく保険者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の援護の実施主体となっている者のうち、後見、保佐若しくは補助開始等の審判を受けた者（以下「被後見人等」という。）、又は被後見人等の後見人、保佐人及び補助人並びに当該審判開始の請求の申立人であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の規定による支援給付を受けている者
  - (3) 資産、収入の状況等から費用を負担することが困難であると市長が認める者
- 2 被後見人等の親族による審判請求で親族が後見人等として選任されており、かつ被後見人等と後見人等が別世帯の場合は、後見人等の資産、収入の状況等も前項のいずれかに該当する者とする。
- 3 第1項の規定に関わらず他の自治体による審判請求により審判を受けた被後見人等の後見人等への費用については助成の対象外とする。

※第8条第1項第3号における「市長が認める者」とは、次の「収入基準及び資産基準」を満たす方であって、「資力の有無による審査」で助成が認められた方のことです。

### ●収入基準及び資産基準

| 世帯人数    | 収入額（年額）                        | 資産（現金・預貯金有価証券等）                 |
|---------|--------------------------------|---------------------------------|
| 単身世帯    | 180 万円以下                       | 350 万円以下                        |
| 2 人世帯   | 230 万円以下                       | 450 万円以下                        |
| 3 人世帯以上 | 230 万円に世帯員 1 人につき 50 万円を加えた額以下 | 450 万円に世帯員 1 人につき 100 万円を加えた額以下 |

### ●資力の有無による審査

対象の方が審判申立て費用及び成年後見人等の報酬費用を負担した場合に 1 年間生活ができるかなどを審査します。

## （３）助成額

### ア 審判申立て費用

審判申立てに係る以下の費用の全部又は一部を助成します。

- ・健康診断書の作成料
- ・切手や収入印紙の購入費用
- ・鑑定費用

### イ 成年後見人等の報酬費用

家庭裁判所の「報酬付与審判額」と「市の助成上限額」を比較して低い額を助成します。「市の助成上限額」は以下のとおりです。

- ・被後見人等が在宅で生活している場合  
→助成対象期間 1 月あたり 28,000 円が上限  
例) 助成対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（12 月）  
 $12 \text{ 月} \times 28,000 \text{ 円} = 336,000 \text{ 円}$
- ・被後見人等が施設等で生活している場合  
→助成対象期間 1 月あたり 18,000 円が上限  
例) 助成対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（12 月）  
 $12 \text{ 月} \times 18,000 \text{ 円} = 216,000 \text{ 円}$

## （４）助成金の流れ

### ①申請

→相模原市のホームページから申請書を印刷し、申請書に記載がある添付書類とともに成年被後見人がお住まいの地域の高齢・障害者相談課へ提出します（郵送可）。

### ②審査

→市担当課にて、被後見人の収支等に基づき「収入基準及び審査基準」及び「資力の有無による審査」を行います。

③決定

→市から申請者へ助成の可否を通知します。なお、助成可能と通知された場合は、助成決定通知書とともに請求書が送付されます。

④請求

→請求書及び必要書類を高齢・障害者福祉課へ提出します（郵送可）。

⑤振込

→高齢・障害者福祉課が請求書を受領した日から概ね2週間後に指定の口座（原則、被後見人等）へ決定額が振り込まれます。

**（５）助成金の申請**

市要綱第11条に規定する助成の申請は、市要綱第1号様式（申請書）と必要な書類をご用意いただき、成年被後見人がお住まいの地域の高齢・障害者相談課へご提出ください。

申請書等は、市ホームページ（Ⅱ－（８）のQRコード）からダウンロードしてください。

**【相模原市成年後見制度利用支援事業実施要綱（抜粋）】**

**第11条**

助成を希望する者は、必要な書類を添えて相模原市成年後見制度利用支援事業に係る費用助成申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

**（６）助成金の請求**

市要綱第13条に規定する助成金の請求等は、助成金支給決定通知書とともに送付される市要綱第4号様式（請求書）をご記入いただき、助成金支給決定通知書の写しと振込先が分かるもの（通帳の写し等）を添えて、高齢・障害者福祉課までお送りください。

**【郵送先】**

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15 本館4階

高齢・障害者福祉課

**（７）助成金の振込み**

高齢・障害者福祉課が請求書等を受領した日から、およそ2週間後の営業日に指定の口座にお振込みいたします。振込通知の送付はございませんので、通帳を記帳いただき、振込をご確認ください。なお、振込者の名義は、「サガミハラシコウショウフク」となります。

(8) 成年後見制度利用支援事業の利用にあたっての留意点

- ・助成金の申請後、担当課から収支状況等について確認のご連絡をさせていただきます。
- ・申請書の様式やその他詳細につきましては、相模原市のホームページをご覧ください。

【相模原市HP（高齢）】



【相模原市HP（障害）】



相模原市マスコットキャラクター

さがみん

## V 各相談窓口

### (1) 各相談窓口について

#### ●相模原市役所の相談窓口

|     | 名 称          | 高齢福祉班          | 身体・知的福祉班       | 精神保健福祉班        |  |
|-----|--------------|----------------|----------------|----------------|--|
| 緑 区 | 緑高齢・障害者相談課   | ☎ 042-775-8812 | ☎ 042-775-8810 | ☎ 042-775-8811 |  |
|     | 城山福祉相談センター   | ☎ 042-783-8136 |                |                |  |
|     | 津久井高齢・障害者相談課 | ☎ 042-780-1408 | ☎ 042-780-1412 |                |  |
|     | 相模湖福祉相談センター  | ☎ 042-684-3215 |                |                |  |
|     | 藤野福祉相談センター   | ☎ 042-687-5511 |                |                |  |
| 中央区 | 中央高齢・障害者相談課  | ☎ 042-769-8349 | ☎ 042-769-9266 | ☎ 042-769-9806 |  |
| 南 区 | 南高齢・障害者相談課   | ☎ 042-701-7704 | ☎ 042-701-7722 | ☎ 042-701-7715 |  |
| 所管課 | 高齢・障害者福祉課    | ☎ 042-707-7055 |                |                |  |

#### ●障害者相談支援キーステーション

|     | 名 称               | 電話番号           |
|-----|-------------------|----------------|
| 緑 区 | 緑障害者相談支援キーステーション  | ☎ 042-703-0150 |
| 中央区 | 中央障害者相談支援キーステーション | ☎ 042-704-8611 |
| 南 区 | 南障害者相談支援キーステーション  | ☎ 042-705-5960 |

#### ●中核機関（二次相談窓口）

| 窓 口                | 電話番号・メールアドレス                                                                                               |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さがみはら成年後見・あんしんセンター | ☎ 042-756-5034<br>✉ <a href="mailto:anshin@sagamiharashishakyo.or.jp">anshin@sagamiharashishakyo.or.jp</a> |

#### ●専門職団体別相談窓口

| 名 称                               | 電話番号                                                    |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 神奈川県弁護士会<br>成年後見センターみまもり          | ☎ 045-211-7720（受付電話）                                    |
| 公益社団法人成年後見センター・<br>リーガルサポート 神奈川支部 | ☎ 045-663-9180（電話相談／専用電話）<br>☎ 045-640-4345（面談相談／申込電話）  |
| 公益社団法人<br>神奈川県社会福祉士会              | ☎ 045-314-5500（専用電話）                                    |
| 一般社団法人コスモス<br>成年後見サポートセンター 神奈川支部  | ☎ 045-222-8628（電話相談／専用電話）                               |
| 東京地方税理士会<br>成年後見支援センター            | ☎ 045-315-2070（電話相談／専用電話）<br>☎ 045-243-0511（電話相談／候補者関係） |

●法テラス

| 名 称     | 電話番号                         |
|---------|------------------------------|
| 法テラス神奈川 | ☎ 0570-078308（平日 9：00～17：00） |

●地域包括支援センター

|     | 名 称               | 電話番号           |
|-----|-------------------|----------------|
| 緑 区 | 橋本地域包括支援センター      | ☎ 042-773-5812 |
|     | 相原地域包括支援センター      | ☎ 042-703-5088 |
|     | 大沢地域包括支援センター      | ☎ 042-760-1210 |
|     | 城山地域包括支援センター      | ☎ 042-783-0030 |
|     | 津久井地域包括支援センター     | ☎ 042-780-5790 |
|     | 相模湖地域包括支援センター     | ☎ 042-684-9065 |
|     | 藤野地域包括支援センター      | ☎ 042-686-6705 |
| 中央区 | 小山地域包括支援センター      | ☎ 042-771-3381 |
|     | 清新地域包括支援センター      | ☎ 042-707-0822 |
|     | 横山地域包括支援センター      | ☎ 042-751-6662 |
|     | 中央地域包括支援センター      | ☎ 042-730-3886 |
|     | 星が丘地域包括支援センター     | ☎ 042-758-7719 |
|     | 光が丘地域包括支援センター     | ☎ 042-750-1067 |
|     | 大野北第 1 地域包括支援センター | ☎ 042-704-9551 |
|     | 大野北第 2 地域包括支援センター | ☎ 042-768-2195 |
|     | 田名地域包括支援センター      | ☎ 042-764-6831 |
|     | 上溝地域包括支援センター      | ☎ 042-760-7055 |
| 南 区 | 大野中地域包括支援センター     | ☎ 042-701-0511 |
|     | 大沼地域包括支援センター      | ☎ 042-705-5435 |
|     | 大野台地域包括支援センター     | ☎ 042-758-8278 |
|     | 大野南地域包括支援センター     | ☎ 042-767-3701 |
|     | 上鶴間地域包括支援センター     | ☎ 042-767-2731 |
|     | 麻溝地域包括支援センター      | ☎ 042-777-6858 |
|     | 新磯地域包括支援センター      | ☎ 042-252-7646 |
|     | 相模台第 1 地域包括支援センター | ☎ 042-767-3888 |
|     | 相模台第 2 地域包括支援センター | ☎ 042-741-6665 |
|     | 相武台地域包括支援センター     | ☎ 042-206-5571 |
|     | 東林第 1 地域包括支援センター  | ☎ 042-740-7708 |
|     | 東林第 2 地域包括支援センター  | ☎ 042-705-8278 |



社会福祉法人相模原市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
「にこまる」



潤水都市 さがみはら

お問い合わせ  
相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部  
高齢・障害者福祉課  
〒252-5277  
相模原市中央区中央2丁目11番15号  
Tel: 042-707-7055  
✉ : k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp



権利擁護・成年後見  
について